

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 53

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43851

小坂大臣訪米資料(昭三五、九)

(昭和 15 年 9 月、小坂大臣 沿岸裁判所)

旧南洋群島関係財産及び請求権
処理に関する交渉経緯及びその
後の状況

本件は平和条約第 4 条(1)により日米間の特別
取扱めの対象となつており、昭和 29 年 6 月米
側より本件交渉開始方を申入れてきたので、こ
れに応ずる旨を回答し、在京米大使館との間で
第 1 回の日米係官会談を同年 10 月、第 2 回会
談を翌 30 年 3 月に行なつた。

同会談において米側案及び日本側案の提案が
なされたが、本問題の解決処理に関する日米双方
の基本的見解及びその主張に大きな隔があつ
たので、交渉は中絶の状態となつた。

国連信託統治理事会の調査団報告は、従来よ
り本問題の解決処理を強く要望しているところ、
本年 4 月ワシントンにおいてスティーブス次官
補代理より西山公使に対し、同地域住民の太平
洋戦争に伴う損害補償に関し、この際日本政府
が同住民に対し ex gratia な現物支払を何らかの

形で行なうことを希望すると述べて島嶼間を往
復する小型船舶を増与する提案があつた。

よつて、わが方は米側に対し本件特別取扱
に関する日米折衝を再開することに異存がない旨
を回答し、更に本補償は、同地域の施政権者で
ある米側当局において考慮さるべき問題である
との見解に基づき、7 月 8 日当省は在京米大使
館に対し本目的のため余剰農産物協定に基づき
米側使用円について米国政府から要請があれば
日本政府はこれに応ずる用意がある旨を伝えて、
同住民のため米側が使用円残高を使用する案に
ついて検討方を示唆した。

沖縄における日本国・旗掲揚問題

1. 沖縄における日本国旗掲揚制限に関する根拠法令としては、沖縄の米軍占領直後公布された米國海軍軍政府布告「戦時刑法」、1949年6月琉球諸島米軍政府布令第1号「集成刑法及び手続」及び1955年3月16日付米民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」が挙げられる。上記法令中の現行布令第144号第2部第2章(安全に反する罪)の第20項において次のとおり規定している。

「合衆国以外の国の国旗又は軍旗は政府庁舎又は構内でこれを掲揚し、使用し、又は公的若しくは政治的性質を有する集会又は行列で、これを使用することはできない。

ただし、民政副長官の特別許可を得た場合はこの限りでない。

右は政治的意味を伴わない限り、個人の家屋又は個人的集会における国旗の使用を禁止することを意味するものではない。

本条の規定に違反した者は断罪の上、1万円以下の罰金若しくは6カ月以下の懲役又はその両刑を処する」

2. 国旗掲揚の問題に関しては沖縄教職員会はほとんど毎年のごとく米民政府側に対し、元旦において学校での国旗掲揚許可方を要請してきたが、これが許可されたケースは1953年及び1954年の元旦の2回のみであつてその他の年はいずれも拒否されている。

3. 沖縄教職員会は昨年12月7日、米apus高等弁務官に対し、本年元旦における学校での国旗掲揚許可方を文書をもつて要請した処米民政府は、12月23日「布令第144号2-2-20の規定により米国以外の国旗を琉球政府の建物(公立学校校舎を含む)に掲揚することは認められない」旨回答越している。

4. 本問題について日本政府が対米申し入れを行なつたケースとしては(昭和32年6月岸前総理が訪米した際、総理より故ダレス長官に対して沖縄における日章旗の常時掲揚許可

方を要請したところ、ダレス長官は右要請に対し婉曲に回答を避けた。〔昭和32年9月藤山外務大臣が訪米した際においても本問題について対米申入れすべく国旗掲揚を含む沖縄学校教育改善に関する要望事項を在米朝海大使に訓令して米側当局に転達した経緯がある。〕

小笠原旧住民に対する補償問題

小笠原補償授權法案は昨年8月24日上院を、本年5月23日下院を、それぞれ通過した。本件補償支出法案に関しては、7月1日在米西山臨時代理大使より「小笠原補償支出予算を含む国務省追加予算支出法案は上下両院を通過したが、小笠原補償と関係のない他の部分に一部上院が修正を行なつたので、両院協議会にかけられることとなつた旨を報告越しているところ、別途の情報（マイク正岡の7月8日付書簡）によれば、小笠原補償の支出条項は上院における前記国務省、法務省及び連邦裁判所関係支出法案審議で初めて追加されたものであり、（当方がレビューしたところによれば下院議事録中には同主旨の支出法案または修正条項が審議可決された記録が見当らない。）従つて、8月15日下院再開後の両院協議会においては、本条項も下院との調整の主題の一つとなつているとの説もあり、本件支出法案に関する米議会審議の経

緯について詳かにすることができないので、半
公信をもつて、目下在米大使館に照会中である。

なお、本件補償支出法案については、わが方
としては本法案が今会期中に可決され近く補償金600
万ドルが米国政府より日本政府に支払われるも
のと考えて、事務処理の準備を進めている。

沖縄海外移民問題

(1) 沖縄住民の海外移民送出総数

1948 - 1959 10,794人

内訳

ブラジル	6,056人
アルゼンティン	2,669人
ポリヴィア	1,694人
ペルー	362人
メキシコ	22人
ニューカレドニア	12人

(2) 渡航資金別送出数

琉球政府計画移民	1,953人
日本政府貸付移民	3,004人
呼び寄せ移民	5,839人

(3) 琉球政府のポリヴィア移民計画

(1953年以降10年間に1,200人
- 3,000家族) 送出計画に対する送出実績

1954年	522人
1957年	214人
1958年	439人

1959年 244人
計 1,417人

「注」 米民政府の上記ボリヴィア移民計画に対する援助金額は38万ドルである(1954年18万ドル、1960年20万ドル)。

(4) ローヤル・インターナショナル・オーシヨン・ラインとOSKとの移民配船競合問題
本件配船問題については、現在のところ両船舶会社の間に大きな摩擦はない趣である。

(5) 沖縄移住者に対する融資問題
選考に合格した沖縄移住者に対する日本海外移住振興会社の行なう渡航費貸付の外は融資を行なっていない。なお、本件融資に関連して沖縄側から本土を経由しないで直接海外渡航する移住者に対しても、日本政府の渡航費貸付を要望しているが、右融資は困難な模様である。

難民救済法に基く沖縄移民

1953年の米国議会の特別立法による難民救済のための日本人の米国移住者割当数約1,000名のうち、同立法に基き米国に移住した沖縄人は約10名と推定せられる。

沖縄の学校等における日の丸掲揚
について

昭36.1.30
北東アジア課

沖縄における日本国旗の掲揚は、布令第144号（刑法並びに訴訟手続法典第2部第2章第20条）によつて、一般住民または個人的集会での掲揚は制限がないが、政府庁舎又は構内での掲揚、使用し、あるいは公的、政治的性質の集会、行列で使用するには高等弁務官の特別の許可を要することになつております。学校も右の制限範囲に含まれてゐる。昭和28年及び29年には元旦に限り学校での日の丸掲揚が認められた例があるが、その後は許可されていない。

この点について、毎年1月元旦、なお出来れば日本の各祝祭日には各学校において自由に日の丸を掲揚出来るようになつた、というのが住民一般の希望であり、琉球政府及び沖縄教職員会等より、米民政府に対し屢々この趣旨の要請がなされたが、未だ実現していない。

三五九
山坂大氏
物川多喜
久
14

米側は許可できない理由として国旗は施政権の象徴であるとの見解を示している。しかし政府関係機関での使用は別として、祝祭日等に学校等で日の丸を掲揚し、祝意を共にしたいとの現地住民の希望は同じ日本民族、国民として伝統的慣習に基く自然の感情であり、別段政治的意味を有つものではないので、昭和35年9月小坂外相訪米の際、ハーター米國務長官との会談において、外相より同長官に対し現地住民の希望を伝え、米側の考慮を要望したところ、同長官はよく検討したい旨を述べた。

よつて当省よりは昨昭和35年10月27日アジア局宇山参事官より在京米大使館ステグマイヤー書記官に対し上記の趣旨を伝えた上、正月元旦及び出来ればすべての祝祭日には沖縄の学校で日の丸掲揚が出来るよう考慮方を要望する旨非公式に申し入れを行つたが、現在までのところ別段のリアクションはない。